

船橋市議会議員

ながの 春信

地元前原からパワフルに発信します!!

平成30年第1回市議会定例会が行なわれました。

平成30年2月19日(月)～平成30年3月28日(木) (38日間)

平成30年度一般会計約2,000億円を含めた当初予算の使途をチェックいたしました。

本年2月に開催させて頂きました市政報告会でもご説明させて頂きましたとおり、市の財政は厳しさを増しており、市民サービスの低下や削減につながる恐れがあると感じています。刻一刻と変化する社会情勢、世界に類をみないスピードで進む少子高齢化、右肩あがりの財政状況ではなくなった今、行政の無駄を見直し、効率化を図るなど、船橋市は今までの考え方を大きく変化させなければなりません。議会の場だけのわずか数時間が、議論討論の場ではありませんので、1年を通して引き続き政策提言・議論を続けて参ります。

市民環境経済委員会

一 交通安全施策のさらなる拡充

に関する「陳情」を全会派賛成で採択

願意

幼児から高齢者、またダウン症、自閉症、知的障害児者等の誰もが安心して交通ルールを学べる機会を拡充してください。

理由

船橋市では、交通安全基本条例に基づき交通安全施策が進められておりますが、個別の施策の中には、さらなる拡充を望むものもございます。

例えば、知的障害のある者に対する交通安全施策もその1つです。知的障害のある子供たちはゆっくりと成長していきます。このため、交通ルールを学べる施設として交通公園を設置している自治体でも、その利用は「小学生まで」というように、「年齢制限」をしているところもあります。また、施設で扱っている自転車のサイズが小さくて、実際に乗ることができないということもあります。

知的レベルから言つても、知的障害児者は、交通ルールを意識するころには既に中学生や高校生になつているのが現実です。それを「健常児の年齢」で対象を設定されたのでは、どうしようもありません。

我が子を例にすると、中学生になつて自力登校ができるようになり、高校へは公共機関を利用して通つています。しかしながら、本当の意味で交通ルールを実践できるころには、教える術の1つである交通公園が、年齢的に利用できないわけです。まして、船橋市内には、交通公園は整

備されておりません。また、市外の施設は、基本的に市民のためにあるので、市外者の利用に制限がある場合もあります。

このたびは、主に知的障害児者の観点から説明いたしましたが、船橋市が、幼児から高齢者、また障害児者など、市民の誰にとつても安全・安心で住みよい街となるよう、例えば交通公園のような施設を整備する機会を拡充してくださるよう、要望いたします。

CSR(企業の社会的責任) 民間との連携を視野に入れ て検討すべき!!

長野副委員長

船橋市はもつと企業の力を借りていく、もっと賢く経営していくことも必要だと思います。市民生活部長も含め、CSRとはなにかご存知でしょうか。これは「企業の社会的責任」といいます。企業が倫理的観点から事業活動を通じて、自主的に社会に貢献する責任のこと

をいいます。

私が通う大学院で、広島に本社があるマツダのCSR担当者から、企業全体で品質・安全・環境などへの社会貢献活動の取り組みを年間延べ500件以上実施しているという社会的な取り組みを教えて頂きました。その中の一つに地域の行政や団体と連携しまさざまな安全啓発活動を行つておりました。

マツダ本社(広島)にある「マツダミュージアム」での安全に関する展示や、子ども向けサイト「マツダポインツクイズ」の運用などがその一例です。

市民安全推進課長

私は、豊田市交通安全学習センターのように交通公園という形をとることも手段の一つだし、または場所をとらない、バーチャル空間での啓発も今後の技術では可能である。そのような方策も含め検討して頂きたいが見解を伺う。

全啓発活動の中で、企業と協力しながらPRをしたことはございますけれども、実際に他市でそういう事例があるということについては今のところ聞いておりません。

委員のおっしゃる通り、企業のCSR活動との連携につきましては、現在行つている交通安全教室がありますけれども、その充実のための一つの可能性であるとは考えております。以前にも近隣の企業で実施している自動車販売業者がありまして、その会社と意見交換した経緯も過去にはございました。企業の目的や方向性が私ども一致すれば、どちらに対してもメリットがありますので、そういう企業をこれから探してみます。どういった形で連携ができるのかは、今後検討していきたいと思います。

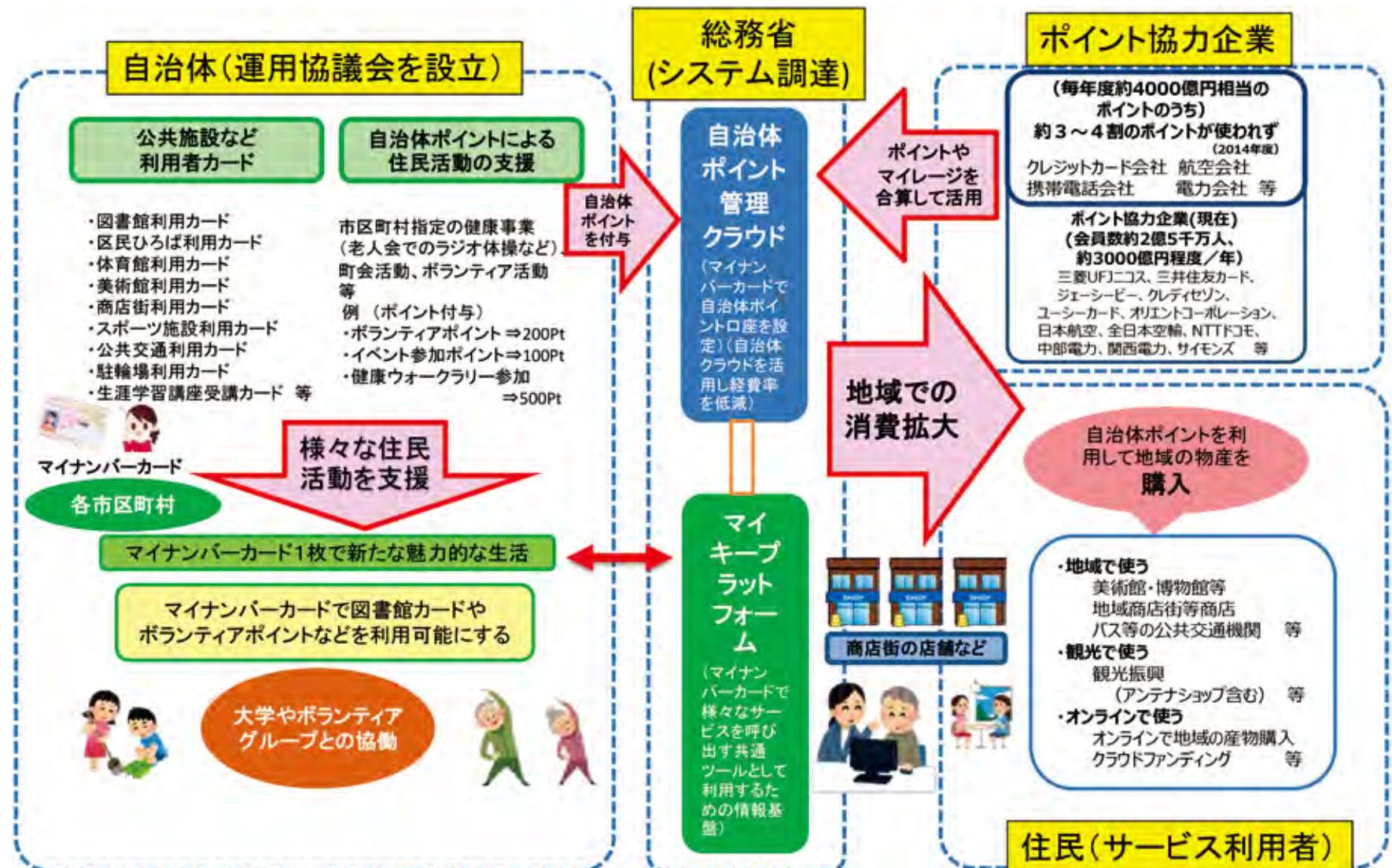
一 地域経済応援ポイント 活用事業(新規)一

概要

クレジットカードのポイント等を「自治体ポイント」に変換できる国が構築したシステム(マイキープラットホーム(総務省)に参加し、各地の特産品を購入できるサイト「いいぶつチョイス」において、このポイント等で全国の消費者が本市の産品を購入できる環境を整える。

総務省が運用するマイキープラットフォーム構想とは

マイナンバーカードを活用し、公共施設などの様々な利用者カードを一枚にするとともに、各自治体のボランティアポイントや健康ポイントなどをクラウド化することに併せ、クレジットカードなどのポイントやマイレージを地域経済応援ポイントとして全国各地に導入・合算し、様々な住民の公益的活動の支援と地域の消費拡大につなげることを目的とした事業です。



長野副委員長 市民環境経済委員会が所管する予算以外も含めて、俯瞰的な面からお話しをするが、平成30年度の当初予算で健康高齢部は健康づくりに取組む動機づけとなるようウォーキングや体操等の運動に対してポイントが加算され様々な特典が得られる「健康ポイント事業」を行います。これはポイントを獲得して、抽選でふなばし産品ブランドなどの景品が当たるという事業であります。そして、今回の地域経済応援ポイント事業はマイナンバーカードを利用してJALやANAといったマイレージや永久不滅ポイントセゾンポイントで眠つたポイントを自治体ポイントに交換し、本市の產品を購入できるという事業です。そして、戸籍住民課はマイナンバーの普及低迷をいかに脱するか、を考えこれから様々な施策を考えいくわけであります。ここに共通点があると思いませんか？

本来ならば、この3つの施策は互いに連携してやる、絡めて運用すべきことだと思います。今のところマイナンバーはコンビニで住民票や各種証明書などが取れるくらいしか、インセンティブが見当たらないわけです。それをいくら、ポスターやチラシでお金をかけて告知をしても、コンビニでの取得のしづらさから、そのインセンティブでは普及することは思えません。そこに更にインセンティブを追加できるのが、今回のマイキープラットホームであつたわけです。そしてさらにそこに健康ポイントを付与したら、マイナンバーカードを持とうという方が増えると思いませんか？思いますよね。こういう1+1を3にする発想が役所にないことが行財政改革が進まない根本原因なのだと思います。

経済部長 他市が行つておる行政ポイントカード事業についてお話しすると、泉佐野市では泉佐野ポイントカード「さのぽ」であつたり、担当課も町民課、健康福祉課、教育課と3つの課の連携で事業を完成させているわけです。総務省はこのようない行政ポイントカードの仕組みを、マイキープラットホームとして、各自治体が使いやすいようお膳立てしてくれた。その意図はこのようない各課、各部の横の連携にも使用して、その自治体らしい個々の発想力を期待したのだと思いませんの精算金を支払う。

各課が硬直的になり、課だけで入り口から出口までの仕組みをつくる。だからいつも決まって横の連携は検討したもの出来ないという結果となる。これが今までの船橋市のやり方です。財政が厳しくなることを見かづて、さまざまな市民サービスを見直さなければならぬ状況にある行財政改革の真っただ中で、1+1を3にする発想がやはりない。ということをいつも感じています。各課が頑張つて市民サービス向上に努めているつもりが、全局的な赤字を削減するために、違う個所で市民サービスが削られていく。この矛盾に気づくべきだと思います。

経済部のご見解を伺いたいと思います。マイナンバーカードの普及が、まだそれほどでもないというところが我々の懸念材料でもございます。ただ一方で、今回設定しているのは名物チョイスのみで、まだそれほどでもないというところが我々の懸念材料でもございます。ただ一方で、消費ができるという形になりますけれども、ゆくゆくはいろんな形で、例えば商店街等で、ポイントが消費できる形になれば、相乗効果を産んで、この事業自身も発展していくでしょうし、マイナンバーカードも普段していくと思いますので、今回は、そういう認識であります。

禁止規制区域



★ JR津田沼駅北口は重点区域に指定されており、飲み屋街の通りの路上(7ヶ所)に「禁止規制区域」の路面表示を実施いたしました。



行政指導及び罰則

規制区域内において客引き行為等を確認した場合、指導や勧告といった行政指導を行います。それでも従わない場合は、公表（氏名、店舗名、所在地等）や過料（5万円以下）を科します。

- 市が定めた規制区域内において、下記に掲げる客引き行為等をし、又はさせてはいけません。
- 公共の場所において、不特定の者の中から相手方を特定して、営利を目的とする事業の客となるよう勧誘する行為
- 右記の行為をする目的で公共の場所でうろつき、又はとどまる行為

禁止行為

平成29年12月1日(金)より取締が強化! 罰則が始まりました。

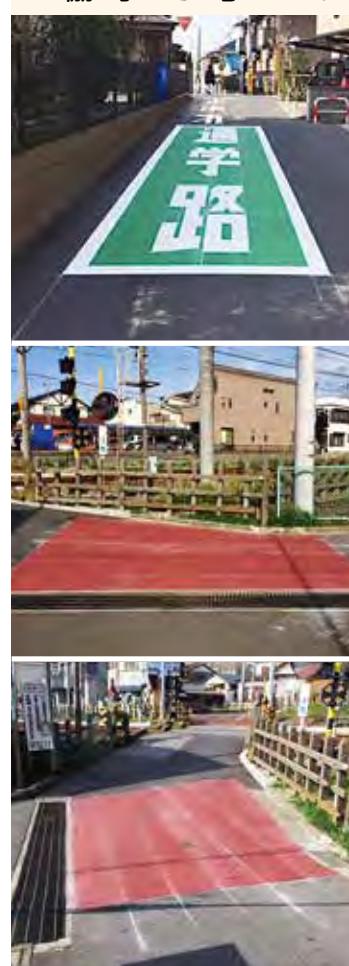
長野

地元町会である前原睦自

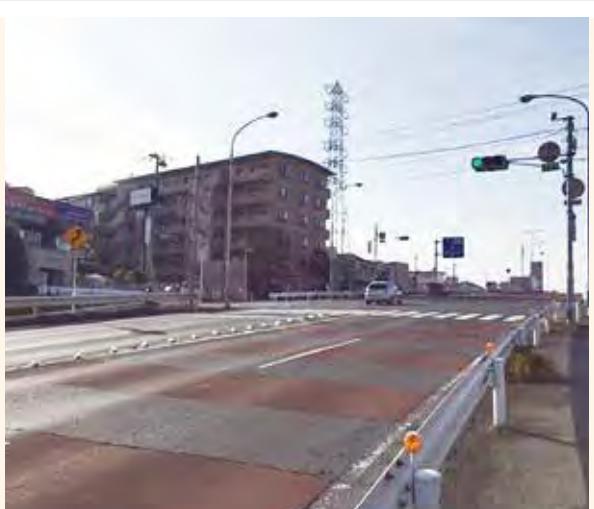
治会では毎月2回午後9時から防犯パトロールを実施し注意喚起に廻っております。千葉県警・市の市民安全推進課の方々も参加してくださっています。



この春休みを利用して、前原小学校の通学路に3ヶ所に「通学路」の道路標示を実施しました。また、新京成線の踏切の下り坂が急勾配ですので、その安全対策として滑り止めを施工いたしました。毎朝、前原小学校の児童の見守り活動をしてくれている「スクールガード」の方よりご陳情を頂いたのが1年前でした。



②. 前原小学校「通学路」路面標示



1. 県道 船橋我孫子線(船取線)の右折信号設置工事〈進捗状況〉

中野木高架橋を越えた前原西4丁目付近の交差点は、以前より事故の多い交差点です。吹上交差点方面から花輪IC方面は上りのため、車はスピードを上げて突っ込んできますので、中野木、前原西方面へ右折する車両と接触事故が絶えません。

右折レーンが設置出来次第、右折信号機の設置をするなど交差点の改良工事を進めて参ります。

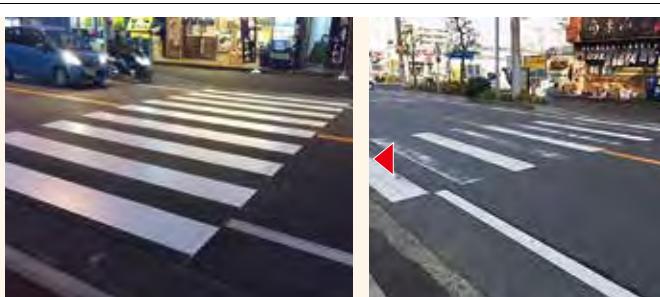
～町会・自治会と共に歩む～

—地域福祉の向上—

この皆様ご存知の「中台幼稚園」の前面道路です。雨天時は雨が歩道に溜まってしまいます。登下校される保護者、お子さんもそうですが、前原駅方面に行かれる歩行者様にとても歩きづらい歩道でした。

【JR津田沼駅北口 PARCO前信号機 横断歩道白線引き直し】
パルコと三井住友信託銀行（神原ビル）の県道を渡る信号機付横断歩道の白線が消えかかっておりました。

【JR津田沼駅北口 PARCO前信号機 横断歩道白線引き直し】
パルコと三井住友信託銀行（神原ビル）の県道を渡る信号機付横断歩道の白線が消えかかっておりました。



①南木屋商店前



②桜井青果前



③FIGHT FARM前

④. 横断歩道白線の引き直し

【県道69号線（津田沼十字路から東船橋方面）】

県道69号線の横断歩道の白線が消えかかっておりました。



歩行者様にとても歩きづらい歩道でした。

この皆様ご存知の「中台幼稚園」の前面道路です。雨天時は雨が歩道に溜まってしまいます。登下校される保護者、お子さんもそうですが、前原駅方面に行かれる歩行者様にとても歩きづらい歩道でした。

③. 中台幼稚園 前面道路雨溜まり 排水樹新規設置

田喜野井とを繋ぐ直線道路になつておらず、道幅の割には通行量の多い抜け道道路となっています。「家にいても道路の振動が激しく、特に夜間は寝れない位」というご陳情をいただきました。



前原西にある私道路です。私道路ですから、その維持管理は市ではなく所有者個人にあります。この私道路は排水施設がなく、雨が降れば水溜りになり、凸凹しているので年配者はつまずきます。町会より陳情頂きましたが、このようなケースでアスファルト舗装する場合、「環境の整備に資する」ことが条件となります。船橋市においてはかなり細かい条件を定めておりますが、一つ一つ、周りの方のご理解とご協力を得ながら条件を整えていきました。



⑥. 私道砂利道路→アスファルト舗装へ

ご意見・ご要望、市の施策に対するご質問をお寄せください！

議会や委員会で取り上げてほしい事項がありましたら、お気軽にご相談ください。議会・委員会での質問や要望は市の事業に係るものとさせて頂きます。

その他、国や県に対するご要望・陳情も、お寄せください。

FAX:047-474-4719
Email:harunobu@choshunkai.jp

※必ずお名前とご連絡先をご記入ください。

長野春信

検索

<http://choshunkai.jp/>

携帯からもアクセスできます！

町会・自治会等と連携し、要望の収集や政策立案、広報、ボランティア活動など、精力的に活動しております。

ながの春信 政務事務所

TEL:047-474-4718

〒274-0824 千葉県船橋市前原東1-16-1



ながの春信 プロフィール

Profile

- 昭和47年2月生(46歳)
- 船橋市立二宮小学校・二宮中学校
- 日本大学習志野高等学校
- 日本大学法学部政治経済学科
- 明治大学公共政策大学院 ガバナンス研究科(在学)
- 社会福祉法人長春会
- たちばな保育園(前園長)
- 一般財団法人長春会
- 障害者就労継続支援事業B型(前理事長)



- 千葉県自衛隊協力会連合会青年部会 理事
- 船橋市体育協会 顧問
- 船橋交通安全協会
- 公益社団法人千葉青年会議所OB
- 船橋市立前原小学校PTA会長(平成25・26年度)
- 船橋市立前原小学校 父親委員
- 船橋市PTA連合会 副会長(平成26年度)
- 船橋東ロータリークラブ会員
- 船橋市消防団第13分団2班 団員
- 船橋市青少年相談員

資格

- | | | | |
|---------|---------------|--------------|-----------|
| ●社会福祉士 | ●二級ヘルパー | ●一級建築施工管理技士 | ●二級建築士 |
| ●介護福祉士 | ●知的障害者ガイドヘルパー | ●一級土木施工管理技士 | ●日本傳天心流空手 |
| ●社会福祉主事 | | ●一級管工事施工管理技士 | 二段 |